



社会福祉法人日本介助犬協会と愛知高速交通株式会社との連携に関する協定書

(目的)

第1条 社会福祉法人日本介助犬協会（以下「協会」という。）と愛知高速交通株式会社（以下「会社」という。）は、相互の発展に資する連携及び協力を推進するにあたり、協定を締結する。

(連携・協力の事項)

第2条 協会と会社は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 介助犬の普及・啓発に努めること
- 二 東部丘陵線（以下「リニモ」）における介助犬訓練に関すること
- 三 介助犬とリニモのPRのために、協会PR犬がリニモ駅長に就任し、活動すること
- 四 その他、協会や会社の事業実現のために、協会と会社が必要と認めること

(連携・協力の調整)

第3条 協会と会社は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整を行う担当者を定め、必要に応じて協議を実施する。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成25年11月1日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、協会又は会社のいずれからでも有効期限満了の日の90日前までに別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定が定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、協会と会社が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、協会と会社記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月1日

社会福祉法人日本介助犬協会
理事長 大島 慶久



愛知高速交通株式会社
代表取締役社長 大村 秀章

